

# 「共同親権」選択肢に

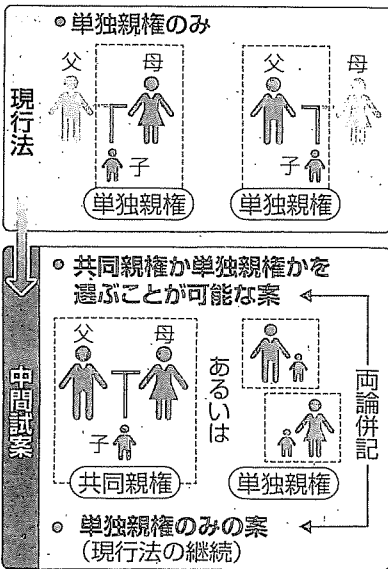
## 法制審中間試案 「単独」と併記

離婚後の親権のあり方などを議論してきた法制審議会（法相の諮問機関）の部会は15日、離婚後も父母双方に親権を認める「共同親権」が選べる案と、どちらか一方が親権を持つ現行民法の「単独親権」を維持する案を併記した中間試案をまとめた。12月から2か月程度のパブリックコメント（意見公募）を行う。

法制審は国民の意見を踏まえて早期の答申を目指す。現行民法は、婚姻中は父母が共同で親権を持つが、離婚後は片方が親権を持つ「単独親権」を規定している。「単独親権」は離婚時の親権争いや、子どもの連れ去りなどのトラブルの原因とも指摘される。欧米諸国では共同親権が一般的

だ。一方で離婚後も家庭内暴力（DV）や虐待が続く恐れがあるなどの理由で、単独親権を支持する声もある。中間試案では、共同親権を導入する場合、①共同親権が原則だが、父母間の合意などを条件に例外として単独親権も認める②単独親権が原則だが、例外で共同

◆ 現行法と中間試案の離婚後の親権のイメージ



親権を認める——の2案を示した。原則や例外を定めず、個別事案に即して柔軟な選択を可能にする考え方もあると追記した。共同親権を認める場合、子どもの世話をする「監護者」について、①必ず父母の一方を指定する②父母の一方を監護者と定めるかどうかは協議で決める——と

の案を併記した。離婚後の財産分与を請求できる期間を現行の2年から「3年」と「5年」に延長する案も示した。中間試案は当初、8月にまとめる予定だったが、自民党内から共同親権に関する内容が「分かりにくい」などと反発があり、先送りされていた。